

5月30日(日)

投票時間
午前7時～午後8時

大治町長選挙

大治町議会議員補欠選挙

告示日

5月25日(火)

期日前投票

5月26日(水)～29日(土)

・期間

毎日午前8時30分～午後8時

・場所

役場 3階第3会議室

立候補予定者説明会

・日時

5月11日(火)午後2時

・場所

役場 3階第3会議室

立候補届出受付

・日時

5月25日(火)

午前8時30分～午後5時

・場所

役場 3階大会議室

私たちの代表者を選ぶ大切な選挙です。

あなたの一票を、明日のより

良い町政のために活かしてください。

投票できる人

投票できる人は、次の要件を備え、平成22年5月24日現在で調製する選挙人名簿に登録されている人です。

- ・平成22年5月30日(選挙期日)現在で満20歳以上の人(平成22年5月31日以前に生まれ人)
- ・平成22年2月24日以前に本町に転入届をし、引き続き3カ月以上本町の住民基本台帳に登録されている人

転入・転出された人

平成22年2月25日以後に本町へ転入された人は、投票できません。また、選挙人名簿に登録されている人であっても、投票する前に町外へ転出した人は投票できません。

開票

5月30日(日)午後9時から役場大会議室(3階)で行います。参観人の入場は、会場の都合により制限する場合があります。

ります。

投票の方法

投票は、選挙期日に自分の属する投票区の投票所に行つて投票をしてください。

なお、投票にお出掛けの際は、ご自分の「投票所入場券」を持参してください。投票所入場券がなくても投票することはできますが、持参していただく手続きが早く済みます。

投票上の注意

今回の投票は、町長選挙と町議会議員補欠選挙の2回の投票をすることになります。

投票用紙には、町長選挙、町議会議員補欠選挙のいずれも候補者一人の氏名を記入してください。投票用紙を取り違えて投票した場合は、無効票として取り扱われます。また、他事を記入した場合も無効票になる場合があります。

投票所入場券

投票所入場券は、同一世帯の人全員の分をはがき(一通につき6人分)で発送します。

はがきは圧着式になっており、投票所入場券はその内側にあります。はがきの角からゆつくりとはがしたうえで、各自の分に切り離して持参してください。

また、投票所入場券には、投

票場所が記載してありますので、ご確認ください。

万一、投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合は、投票所で係員にお申し出ください。投票所入場券がなくても、選挙権があり選挙人名簿に登録されている人は投票ができます。

代理投票・点字投票

身体の故障または文盲により、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない人のために代理投票が認められています。

また、目の不自由な人については、点字による投票をすることができません。投票所には備え付けの点字器があります。

期日前投票・不在者投票

選挙期日に仕事、旅行等で投票所に行けない人には、期日前投票制度があります。また、長期出張等により遠隔地に滞在している人や指定病院に滞在している人、あるいは身体に重度の障害がある人等で特定の要件に該当する人には、不在者投票制度が設けられていますので、ご利用ください。

投票所案内

あなたの投票所は、選挙期

日前に送付される投票所入場券に記載されていますので、よくお確かめのうえお出掛けください。

選挙の問い合わせ先

詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

大治町選挙管理委員会
(役場総務課)

〒490-1192

大字馬島字大門西1番地の1

☎(444)2711

✉somuka@town.oharu.lg.jp

HP <http://www.town.oharu.aichi.jp/gyosei/senkyo.html>

※大治町選挙管理委員会のホームページで、投票・開票速報をご覧ください。

5月30日(日)は
大治町長選挙/大治町議会
議員補欠選挙の投票日です

忘れずに
投票してね

